

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けた検討について

平成 24 年

9 月 14 日（金） 職業安定分科会

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行に向けた検討事項について

→ 雇用対策基本問題部会等において、具体的内容を検討することとされた。

10 月 2 日（火） 雇用対策基本問題部会

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律関係政省令及び告示について

10 月下旬以降 労働政策審議会（職業安定分科会）

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律関係省令案要綱等について諮問

職業安定分科会

- 雇用対策基本問題部会等における検討結果の報告
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律関係省令案要綱（案）について
- 高年齢者等職業安定対策基本方針（案）について
- 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針（案）について

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の 一部を改正する法律の施行に向けた検討事項

【政令事項】

- ① 附則の一部削除

【省令事項】

- ① 特殊関係事業主
- ② 再就職援助措置の対象となる高年齢者等の範囲
- ③ 高年齢者雇用状況報告書（様式）

【告示事項】

- ① 高年齢者等職業安定対策基本方針
- ② 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針

＜当面のスケジュール（予定）＞

雇用対策基本問題部会等において検討を行い、その上で、要綱案等を労働政策審議会に諮問することとする。